

札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(2) 第8条第2項及び第3項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(1) 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第5条第2項

(2) 札幌市職員特殊勤務手当条例（平成11年条例第15号）第12条第1項第5号

(3) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）第2条第2項

(4) 札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成28年条例第49号）第4条第1項

（理 由）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正、国家公務員の措置等を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとするため、本案を提出する。